

[事案 29-319] 配当金支払請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された年金額（配当金を含む）と、実際の年金額との違いを不服として、差額の一部の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 1 月に契約した終身保険について、保険料払込期間満了後に 10 年確定年金を選択した場合、設計書には基本年金額に積立配当金が加算された金額が支払われるとあるところ、実際には、基本年金額すら下回る金額となるとのことだが、設計書の記載金額の年金額に近い、自分が指定する金額以上の年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の請求する年金額は契約内容となっていないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人およびその配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の指定する金額以上の年金支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。